

2019年(令和元年)10月24日 木曜日 (8)

# 中経 論壇

経営支援NPOクラブ理事  
萩原 一夫



臨時国会が始まり、国民の熱意が盛り上がり、国民の憲法改正論議が焦点化されつつあるが、私は国内での議論だけではなく、外からの視点、特に同じ敗戦国で経済大国となったドイツとの比較の中で考えてみたい。

ドイツの憲法である基本法は「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、保護することとは、すべての国家権力の義務である」で始まっている。

ドイツでは戦後62回、基本法を改正しているが、冷戦対峙は、例え議会の3分の2以上の賛成があっても変更してはならないという「永久条項」とされている。

正に基本的人権の尊重が憲法第一条に規定されているのは、ナチス独裁とそれが国家の破綻を招いた歴史への痛烈な反省からである。

また、「すべての国家権力は、国民に由来する」という国民主権、「ドイツ連邦共和国は、民主的かつ社会的な連邦国家である」という国家構造、これら基本原則については、

## ドイツ基本法に学ぶ憲法改正

立の最前線にあった数の政党が解散・禁止された時代の消極的な再軍備以外は、ほとんどドイツは「戦う民主主義」と言われている。

「基本的人権の尊重」、国加盟、東西ドイツの統一等に関係する細かい法律レベルの修正に限られている。今日本で提案されている4項目改憲案のような、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義等の原則から逸脱しかねない憲法条文の改訂とはその性質が異なっている。そして、ドイツにおいては、自由で民主的な秩序を破壊する目的を持った政党は、政治的自由が認められず、戦後間もない時期には、複

「基本的人権の尊重」、国民主権、そして世界で唯一の被爆国としての平和主義の根本原則は、歴史の結晶であるといえ、日本でも憲法の「永久条項」として考えるべきではないか。将来憲法を改正すべきという声は国民の中から起きてきたとき、この3原則を深める方向での改正でなければならぬと思う。

一方、最近「国家の尊厳」(実は党やトップの尊厳?)を強調している近隣諸国があるが、日本は「人間の尊厳」を大切にする多様な人々が共生する、自由で民主的な国として毅然として対峙すべきであらう。

強いられた国家主義ではなく、「人間の尊厳」を守る国であれば、国民の自由と民主主義への防衛意識は、より高まるものと確信している。

# 人間の尊厳は不可侵